

令和3年 (2021年) MINATO CITY

2 3578-2111 (区役所代表) FAX 3578-2034 (区長室広報係)

https://www.city.minato.tokyo.jp

各総合支所・分室連絡先

芝地区 公3578-3111代 麻布地区 公3583-4151代

赤 坂 地 区 公5413-7011代 高輪地区 25421-7611代 芝浦港南地区 ☎3456-4151代 台 場 分 室 ☎5500-2365

発行/港区 毎月1・11・21日 発行部数98.000部 編集/企画経営部区長室 〒105-8511 港区芝公園1-5-25

新型コロナウイルス 感染拡大防止のため、人と人の距離の確保・手洗い・咳エチケットを徹底してください

4月1日から

新たに

を設置します

港区新型コロナワクチン接種 コールセンター **26626-2833**

区で実施する新型コロナウイルスワクチン接種について の問い合わせ窓口です。

コールセンターでは、医学的なことについてはお答えで きません。基礎疾患等がある人で、ワクチン接種に不安の ある場合は、かかりつけの医療機関にご相談ください。

ワクチン接種の予約については、接種券がお手元に届い てから受け付けできます。

対応言語 日本語・英語・中国語・韓国語

受付時間 月~金曜 午前8時30分~午後5時30分

(土・日曜、祝日除く)

問い合わせ

生活衛生課医務・薬事係

☎6400−0044 FAX3455−4470

区は「医療安全支援センター」を設置することで、区民の皆さんの医療に 対する不安を解消するとともに、医療機関の医療安全の向上をめざします。



医療安全支援センターとは

医療法に基づき、次の3つの役割を担う施設です。

- ●医療相談窓□の設置
- 医療安全推進協議会の開催
- ●医療機関従事者向け研修の実施





医療相談窓□ ☎6453-7137 • ** • ****

区民の皆さんや、区内医療機関(診療所・歯科診療所等)を利用する皆さんからの医療相談に電話で対応します。 医療相談に対応する相談員は、病院等で3年以上の臨床経験がある看護師等です。看護師等の医療資格者が医療相 談に対応することで、相談内容を正確に把握し、より適切な助言ができます。

※入院用のベッドが20床以上ある病院に関する相談窓口は、東京都患者の声相談窓口へ。 ※新型コロナウイルス感染症に関するお問い合わせは、**みなと保健所電話相談窓口**へ。

☎5320−4435

☎3455-4461

開始日

4月1日

受付時間

月~金曜

(土・日曜、祝日を除く) 午前9時~午後4時30分



主な受け付け相談内容

- ●近くの医療機関を教えてほしい
- ●医療のことでどこに問い合わせたらよいか分からない
- 医療機関の職員の対応が気になる
- 医療機関の衛生面について気になる
- オンライン診療の受け方が分からない
- ※対象となる相談内容等について詳しくは、港区ホームペ ージをご覧ください。

医療安全推進協議会

医師会等医療関係団体、弁護士等の有 識者、区民等を委員とし、医療安全を推 進するための協議会を毎年開催します。

🜟 医療機関従事者向け研修

区内医療機関の医療安全を推進するため、医療従 事者が毎年オンラインで研修を受けられるようにし ます。

講師 弁護士、医療安全に関わる専門家 (医師、看護師等)

区の手続きや施設・催し物のご案内は みでとコール へ ☎5472-3710 FAX5777-8752 年中無休 午前8時~午後8時

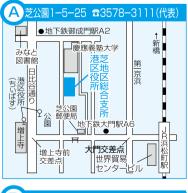
◆「広報みなと」は新聞(朝日・読売・毎日・日本経済・産経・東京)折り込みです。区の施設や、郵便局(赤坂・一ツ木通・麻布・芝・芝公園・新橋・高輪)、公衆浴場、 区内のJR・ 地下鉄・ゆりかもめの駅、新聞販売店等に置いてある他、希望する区民の皆さんに配達しています。また、「点字広報」、「声の広報」も発行していますので、ご利用ください。

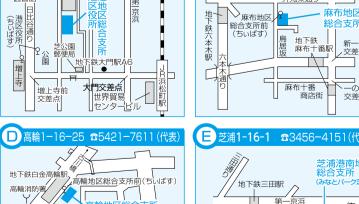
合支所の組織と主な収り扱い業務

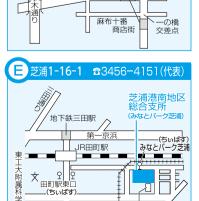
広報 # # MINATO CITY

副総合支所長	組織	主な業務 総合支所長の補佐 (管理課長を兼務)
	管理係	総合支所の管理運営、区民センターの管理運営、情報公開、区民の意見・要望の受け付け、後援名義等使用承認、ふるさと納税に係る付金の受領、り災証明の発行、みなとパーク芝浦の維持管理(芝浦港南地区総合支所のみ)、伝統文化交流館の管理運営(芝浦港南地総合支所のみ)等
管理課	施設運営担当	区立保育園・港区保育室・児童館・子ども中高生プラザ・いきいきプラザ・放課GO→クラブ等の管理運営・施設計画
	飯倉学童クラブ等事業担当 (麻布地区総合支所のみ)	飯倉学童クラブ等の事業運営等
.! ↑ F1.14 V4 = E1	協働推進係	《地域振興》 町会・自治会活動の支援、老人クラブの支援、青少年対策地区委員会活動の支援、商店街活動の支援 《防災・生活安全》 防災住民組織の支援、地域防災訓練の実施、消防団の支援、防犯パトロールの推進、住まいの防犯対策に関す成、家具転倒防止器具助成の申請受け付け等 《環境・清掃》 環境美化活動の支援、リサイクル活動の支援、防鳥ネットの配布、環境・公害(騒音等)の相談、カラス対策の相談等 《その他》 地域猫の去勢・不妊手術費用助成、区民向け住宅入居案内、災害見舞金(小規模)、区民交通傷害保険、地域葬儀支援(高速区総合支所のみ)等
協働推進課	地区政策担当	地域の計画づくり、地域情報誌(紙)発行、区民・NPO等との協働、区政への区民参画の推進、地域文化の推進、地域の国際化に関わて 策の推進等
	台場担当 (芝浦港南地区総合支所のみ)	台場地域における協働推進課の事業の連絡調整、台場地域における区民からの意見・要望・相談の受け付け
	ベイエリア活性化推進担当 (芝浦港南地区総合支所のみ)	地域の運河や海辺に関する施策の推進等
まちづくり課	まちづくり係	まちづくりの相談、交通対策の相談、緑化の普及・助成、保護樹木等に関すること、土木施設への占用・使用許可、屋外広告物の診 放置自転車対策、空き地管理の適正化、自転車等駐車場の管理運営等
ムリフへり 麻	土木担当	道路・橋りょう・公園・公衆便所・街路樹・街路灯等の新設、改良および維持管理、自費工事承認、沿道掘削承認、私道の整備、防犯灯助成、港湾の埋立工事、河川等の改良および埋立工事等
	窓口サービス係	《住民登録・証明発行・就学》 転入・転出・区内転居の届け出、住民票の写しの交付(※1)、印鑑登録、印鑑登録証明書の交付(※ マイナンバー(個人番号)カードの交付、転入学通知に関する事務、公的個人認証等 《特別永住者》 特別永住者証明書に関する相談・手続き (特別永住許可申請の手続きは芝地区総合支所のみ) 《戸籍に関する届け出・証明発行》 戸籍の証明(謄本・抄本(※1)、受理証明(※2))の交付、出生・死亡・婚姻等の戸籍諸届(※2)、葬許可(※2)等 《区税・国民健康保険・国民年金・介護保険》 住民税・軽自動車税・国民健康保険料・介護保険料の納付、区民税の申告、納課税証明書付(※1)、オートバイ(125c以下)の登録・廃車、自動車臨時運行許可、国民健康保険加入脱退・各種給付等に関する申請・届け出、国民に関する届け出、国民健康保険・介護保険被保険者証の再発行等および相談(芝地区総合支所では※1以外は相談担当で取り扱い) 《高齢者や障害のある人》 後期高齢者医療制度・心身障害者医療費助成に関する手続き・相談等(芝地区総合支所では相談担当り扱い) 《その他》 区民葬儀券の交付(※2) ※1 芝地区総合支所では証明交付担当で取り扱い ※2 芝地区総合支所では証明交付担当で取り扱い ※2 芝地区総合支所では証明交付担当で取り扱い ※2 芝地区総合支所では正明発係で取り扱い
区民課	保健福祉係	《高齢者》 紙おむつ給付・救急通報システム・配食サービス・介護保険の要介護(要支援)認定の申請受け付け、虐待防止・成年後度の相談、養護老人ホーム入所等の相談・申請受け付け、障害者控除対象者認定、救急医療情報キットの申請受け付け・配布等《子育て》 保育の必要性の認定の申請受け付け、保育園の入所相談・申し込み受け付け、保育園在園者の各種届け出受け付け、一育等の相談、各種助成等申請受け付け(子ども医療費助成・出産費用助成・児童手当・児童育成手当・児童扶養手当・特別児童扶当・ひとり親家庭等医療費助成)等《障害のある人》 身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・愛の手帳・各種障害者手当・各種障害者福祉サービス・難病等医療成等の相談・申請受け付け、自立支援医療(育成・更生・精神)《保健衛生》 母子健康手帳の交付、妊婦健康診査費用助成の申請受け付け、小児慢性疾患医療費助成・養育医療の申請受け付一般健康相談、母子および乳幼児の健康相談、精神保健相談、飼い犬の登録等《その他》 民生委員・児童委員活動への支援
	生活福祉係	生活の相談(生活にお困りのときの相談)、生活保護の実施と自立支援、路上生活者に対する援護・自立支援事業(芝地区総合支み)、戦没者の遺族等を対象とした特別給付金の申請受け付け等
	窓口調整係(芝地区総合支所のみ)	住居表示に関する申請(芝地区以外の総合支所では窓口サービス係で取り扱い)
	個人番号カード交付推進担当 (芝地区総合支所のみ)	マイナンバー(個人番号)カードの交付に関する総合調整
	相談担当 (芝地区総合支所のみ)	住民税・軽自動車税・国民健康保険料・介護保険料の納付、区民税の申告、オートバイ(125cc以下)の登録・廃車、自動車臨時運行許可、 健康保険加入脱退・各種給付等に関する申請・届け出、国民年金に関する届け出、国民健康保険・介護保険被保険者証の再発行等お 相談、後期高齢者医療制度・心身障害者医療費助成に関する手続き・相談等(芝地区以外の総合支所では窓口サービス係で取り扱い)
	証明交付担当 (芝地区総合支所のみ)	住民票の写しの交付、印鑑登録証明書の交付、戸籍の証明(謄本・抄本)の交付、納課税証明書の交付(芝地区以外の総合支所では サービス係で取り扱い)、住民基本台帳の閲覧、住民票の写し・戸籍の証明の郵送請求
	戸籍係 (芝地区総合支所のみ)	出生・死亡・婚姻等の戸籍諸届、戸籍届け出による証明(受理証明)の交付、埋火葬許可、区民葬儀券の交付(芝地区以外の総合支所窓口サービス係で取り扱い)
生活短处担当	課長(芝地区総合支所のみ)	生活の相談(生活にお困りのときの相談)、生活保護の実施と自立支援、路上生活者に対する援護・自立支援事業









東京 モノレール

B 六本木5-16-45 ☎3583-4151(代表)





「広報みなと」の 自宅配送について 「広報みなと」は、区民で、新聞購読をしていない人、区有施設で入手することが困難な人のうち、希望する人に自宅配送して います。また、自宅配送を申し込んだ人で、不要になった人、住所が変更になる人は、分かり次第早めに区長室広報係へご連 絡ください。新規配送・配送停止・住所変更の手続きには、1カ月程度の期間がかかります。

 *

高松 中学校

問い合わせは**みはさコールへ ☎5472-3710 FAX5777-8752**

部を改正しました 4月1日から区の組織の

広報 # MINATO CITY

執行体制の効率化および区民サービスの向上等を図るため、組織の一部を改正しました。主な改正点をお知らせします。 ※図は改正後の組織図で、 は新設・変更部分を表します。

子ども家庭支援部

児童相談所設置準備担当部長

児童相談所の設置に向けて、 都からのケース引き継ぎ、他自 治体や関係機関との連携強化等 を円滑に実施するため、令和2 年4月に設置した児童相談所設 置準備担当部長について、所期 の目的を達したことから廃止し ました。

児童相談所設置準備担当課長

児童福祉法の改正により、特 別区が児童相談所を設置できる 自治体となったことを受け、区 における児童相談所の早期設置 を実現するため、平成29年4月 に設置した児童相談所設置準備 担当課長および子ども家庭課児 童相談所設置準備担当(担当係 長制)について、所期の目的を 達したことから廃止しました。 児童相談所

児童相談所は、児童の命と権 利を守るため、児童虐待、非行 等の子どものさまざまな問題に 専門的に対応する組織です。児 童相談所長は、法に定める任用 資格を有し、一時保護の決定や 調査・診断に基づく指導、援 助、児童福祉施設等への措置、 必要に応じた法的対応を行うと ともに、多くの専門職を含む大 規模な組織を指揮監督するマネ ジメント力が求められる職であ ることから、部長級職員を配置 し、執行体制を整備しました。 児童相談所 児童相談課、相談 援助担当課長

児童相談所の内部組織とし て、児童と家庭の調査や診断、 地域の関係機関との緊密な連 携、一時保護所の運営、施設管 理等を行うため児童相談課を置 き、同課内に運営調整係、児童 福祉係、児童心理係および保護 係を設置しました。

また、虐待通告受理後の被虐 待児童のリスク判断や援助内容 の判断、医師および児童心理司 によるアセスメントや治療方 針、弁護士の協力に基づく法的 対応等、高い専門性が求められ る業務について児童福祉係およ び児童心理係の職員を指揮監督 し、適切かつ迅速に執行するた め、相談援助担当課長を設置し ました。

子ども家庭課、子ども家庭支援 センター

令和3年4月、児童相談所、子 ども家庭支援センターおよび母 子生活支援施設を併設した港区 子ども家庭総合支援センターの 開設に伴い、子どもと家庭が直 面しているさまざまな課題に対 し、ワンストップで総合的に支 援できる体制を整備するため、 ひとり親の支援、DV、離婚相 談等を所管する家庭相談担当

(担当係長制)を子ども家庭課か ら子ども家庭支援センターに移 管しました。

図1

子ども家庭支援部

- 子ども家庭課
- 子ども・子育て支援係
- 子ども青少年育成係
- 子ども給付係
- 保育政策課
- 保育課
- 子ども家庭支援センター
- 子ども家庭サービス係
- 相談支援係
- 地域連携担当
- └ 家庭相談担当

児童相談所

- 児童相談課 運営調整係
- 児童福祉係
- 児童心理係
- 保護係
- 相談援助担当課長

企画経営部

特別定額給付金担当課長

区における特別定額給付金給 付事業の迅速な実施を図るた め、令和2年4月22日付で設置し た特別定額給付金担当課長およ び企画課特別定額給付金担当 (担当係長制)について、同年8 月25日に給付を完了したことか ら廃止し、事業の清算に係る業 務を企画課企画担当に引き継ぎ ました。

政策広聴担当課長

区民から寄せられる意見・要 望について、より迅速かつ適切 な対応に向け、広聴システムの 充実・強化を図るとともに、区 民の声を分析してニーズを把握 し、区の施策や事業への反映と 臨機の対応を果断に行うため、 政策広聴担当課長を設置しまし た。

図2

企画経営部

- 企画課
- 企画担当
- 政策研究担当 企業連携推進担当
- 内部統制制度推進担当
- オリンピック・パラリンピック 推進担当
- 全国連携推進担当
- 新型コロナウイルス感染症対 策担当
- 商品券特別給付担当
- 用地·施設活用担当 └公共施設マネジメント担当
- -区役所改革担当課長 オリンピック・パラリンピック推
- 進担当課長
- 全国連携推進担当課長
- 新型コロナウイルス感染症対策 担当課長
- 商品券特別給付担当課長 ·用地·施設活用担当課長
- -区長室
- 政策広聴担当課長 -財政課
- -施設課 用地·施設活用担当部長

総務部

人材育成推進担当課長

平成18年4月に設置した人材 育成推進担当課長について、人 材育成方針の改定等所期の目的 をおおむね達成したことならび に人事管理および人事評価と連 動した職員の効果的な能力開発 とキャリア形成支援、心身の健 康を支える職場づくりを簡素で 効率的な執行体制により一体的 に推進することから廃止しまし

契約管財課

平成31年4月に企画課で運営 を開始した業務サポートセンタ ーについて、事業の運営も安定 してきたことから、設置を担っ た企画課から契約管財課へ業務 を移管するとともに、庁舎管理 担当(担当係長制)を庁舎管理係 に改め、移管した業務に係る執 行体制を整備しました。

総務部

- 人権·男女平等参画担当課長
- 情報政策課
- 人事課
- 人事係 人事計画担当
- 服務調査担当
- 労務担当
- 職員支援係
- 人材育成推進担当
- 健康管理担当
- -契約管財課
 - 管財係 契約係
 - 庁舎管理係
 - 土木工事検査担当
 - 建築工事検査担当

選挙管理委員会事務局

選挙に関心が低い20~39歳の 若年層の投票率向上に向け、区 内事業者や大使館、学校等と協 働して地域への啓発活動を行う とともに、常時啓発から選挙執 行までの業務を一体的かつ円滑 に遂行するため、広報啓発推進 担当(担当係長制)を選挙係に統 合し、名称を啓発・選挙係に変 更しました。

図4

選挙管理委員会事務局

└次長

啓発・選挙係



令和3年度港区組織図(令和3年4月1日現在) ※課以上を表記しています

	義会	上を表記しています 事務局	次長
		サルロがヘナデ	· I
		芝地区総合支所	
		麻布地区総合支所	
		赤坂地区総合支所	2面のとおり
		高輪地区総合支所	
		芝浦港南地区総合支所	
			地域振興課
			国際化·文化芸術担当課題
		産業·地域振興支援部	産業振興課
			観光政策担当課長
			税務課
			保健福祉課
			福祉施設整備担当課長
			高齢者支援課
		保健福祉支援部	介護保険課
			障害者福祉課
			生活福祉調整課
			国保年金課
		 新型コロナウイルスワ	国体牛並沫
		カダコロア ワイルスワ クチン接種担当部長	
		ファン技性担当の文	 生活衛生課
			保健予防課
		みなと保健所	·
		かな 全体 選別	新型コロナウイルスワク
			チン接種担当課長
			健康推進課
			子ども家庭課
		子ども家庭支援部	保育政策課
			保育課
			子ども家庭支援センター
		児童相談所	児童相談課
			相談援助担当課長
	ᇹ		都市計画課
▽	鬯		住宅課
区長	副区長		建築課
			土木管理課
		街づくり支援部	開発指導課
			再開発担当課長
			品川駅周辺街づくり担当課
			土木課
			地域交通課
		街づくり事業担当部長	
			環境課
		環境リサイクル支援部	地球温暖化対策担当課長
			みなとリサイクル清掃事務が
			企画課
			区役所改革担当課長
			オリンピック・パラリン
			ピック推進担当課長
			全国連携推進担当課長
			新型コロナウイルス感染
		企画経営部	症対策担当課長
			商品券特別給付担当課長
			用地·施設活用担当課長
			区長室
			政策広聴担当課長
			財政課
			施設課
		用地•施設活用担当部長	
			防災課
		防災危機管理室	危機管理•生活安全担当課
			総務課
		総務部	情報政策課
		いっし ひじいりつ いっし	人事課
			八争球 契約管財課
	₽ ≣	 管理者	会計室
	4	1040	
			教育長室
紨		教育推進部	生涯学習スポーツ振興課
77	+/-		図書文化財課
教育	教		学 教理

			教育長室
≠ /-		教育推進部	生涯学習スポーツ振興課
教育委員会	数		図書文化財課
委	教育長	学校教育部	学務課
長	長		学校施設担当課長
五		子仪叙目部	教育人事企画課
			教育指導担当課長

選挙管理	里委員会 事	務局	次長
監查委員	事	務局	次長

港区広報番組をご覧ください

4月1日更新「港区広報トピックス」

内容 港区版ふるさと納税制度、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するためのごみの出し方、区民保養施設 他 放送期間 4月1日(木)~30日(金)

この広報紙は、

誰にでも読みやすく、伝わりやすいフォント(ユニバ

ルデザインフォント)を使用しています

新型コロナウイルス感染症を乗り越えていくために

高齢者に対するワクチン接種の実施方針が決まりました

区では現在、区民の皆さんのワク チン接種に向けて準備を進めていま す。高齢者の皆さんに対するワクチ ン接種について、区の方針が決まっ たため、お知らせします。

ワクチンは当分の間、十分な供給 量が見込めない状況です。量の少な いワクチンで無駄なく、より効果的 に接種を行うため、接種希望を正確 に把握でき、集団感染(クラスター) の防止が大きな課題となっている高

齢者施設に入所している人に対する 接種を先行して実施します。

区に住民登録がある高齢者(昭和 32年4月1日以前に生まれた人)で、

区内の高齢者施設に入所している人 先行して接種を行う高齢者施設

施設の入所者数や特性を踏まえ、 先行して接種を行う施設を区で選定 します。

接種時期

ワクチンは、区への最初の供給が 4月下旬以降に予定されています。 区にワクチンが届き次第、速やかに 接種を開始します。

実施方法

医師・看護師等が施設に訪問する 巡回接種により接種します。

施設入所以外の高齢者への接種

区が確保する会場でワクチン接種 を行います。5月以降のワクチンの

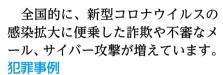
供給見込みが分かり次第、開始日や 接種可能な会場、接種券の発送予定 日をお知らせします。

問い合わせ

港区新型コロナワクチン接種コー **☎**6626−2833 ルセンター

担当課 保健予防課新型コロナウイ ルスワクチン接種担当

新型コロナウイルスに便乗した 🎱 サイバー犯罪に注意してください



- (1)「マスクを無料送付する」等と書 かれたショートメッセージを送 り、URLをクリックさせ、不正 なサイトへ誘導する。
- (2)ショッピングサイトでマスクや除 菌グッズの在庫があるように見 せかけたり、新型コロナウイル スに関連する給付金を支給する 名目でメールを送る等して、代 金やクレジットカード等の個人 情報を不正に盗み取る。
- (3)新型コロナウイルスの感染予防 に関する通知に見せかけ、コン ピュータウイルスが添付された メールを送信してくる。

対策として

犯人はとても巧妙で、その時のは やりに便乗し、犯罪に利用します。 サイバー犯罪は自分自身が気を付け ないとだまされてしまいます。

- 普段からメールやショートメッセ ージ等のURLにはアクセスしない
- パソコンやスマートフォンのオペ レーティングシステムや、ウイル ス対策ソフト等は、全て最新の状 態にすること。

少しでも不安に感じたら区や警察 に相談してください。

問い合わせ

防災課生活安全推進担当

区内各警察署

☎3578 − 2272 ☎欄外参照

令和3年度も引き続き 郵送申請する際の郵送料を 区が負担します



窓口の3密を避けることを目的と して、郵送可能な手続きに要する郵 送料を区が負担しています。区民・ 事業者の皆さんが、区宛てに送る各 種手続きの郵送料は、料金受取人払 を利用していただくと区の負担とな ります。料金受取人払の様式を封筒 に貼ることで、切手を貼らずとも書 類を郵送できますので、ぜひご利用 ください。

主な対象手続き

- ●各種証明書(住民票、戸籍に関す る証明、特別区民税・都民税課税 (非課税)証明書・納税証明書)の
- ●各種補助金交付申請・実績報告
- 国民健康保険料、介護保険料等の 減額・減免申請
- ●融資あっせんに関するもの
- ※以上4項目以外にも対象となる場合 がありますので、各種手続きの担 当窓口にお問い合わせください。

料金受取人払の様式

港区ホームページに料金受取人払 用の様式を掲載しています。港区立 図書館や、いきいきプラザの窓口でも 配布しています。

実施期間

令和4年3月31日(木)投資分まで その他

料金受取人払用の様式等は、港区 ホームページをご覧ください。

※住民票等の証明書を郵送で申請す る際の返信用封筒には、切手の貼 付が必要です。



金叉収ハルロンはつ るページをご覧いただけます。

問い合わせ

企画課区役所改革担当

☎3578 − 2622

障害年金を受給している皆さんへ 障害年金診断書の提出期限が さらに延長されました



新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、障害年金診断書の提出期 限が延長され、次のように特例措置が講じられます(日本年金機構や共済 組合からのお知らせによって1年間延長された人を含む)。

提出期限が令和3年2月末日の人

令和3年5月末日までに障害年金診断書が提出された場合は、障害年金 の支払いの一時差し止めは行われません。

提出期限が令和3年3月末日、4月末日または5月末日の人

令和3年6月末日までに障害年金診断書が提出された場合は、障害年金 の支払いの一時差し止めは行われません。

詳しくは、日本年金機構ホームページ

https://www.nenkin.go.jp/

をご覧ください。

問い合わせ

港年金事務所(代表)

☎5401−3211 FAX5401−5649

担当課 国保年金課国民年金係

子育てに関する悩みや相談があれば お寄せください

4月から子ども家庭支援センターの 相談窓口が変更になりました

区では、子どもや子育ての相談、 夫婦・親子関係・ひとり親のこと や、配偶者等からの暴力等について 相談員が対応しています。新型コロ ナウイルス感染症の影響により、家 にいることが多くなっている中、子 どもや家庭に関する不安や困ってい ることがあれば気軽にご相談くださ

港区おとなの子育て相談ねっと

対象 区内在住の18歳未満の子ども の保護者および妊婦



□ 二次元コードをスマートフォンで読 み取ると、港区おとなの子育て相談 ねっとの登録画面に接続できます。

みなと子ども相談ねっと

対象 区内在住の18歳未満の子ども



二次元コードをスマートフォンで読 み取ると、みなと子ども相談ねっと の登録画面に接続できます。

港区子ども家庭相談ダイヤル

☎5962−7215

電話受付時間 月~金曜:午前8時30 分~午後6時

土曜:午前8時30分~午後5時 ※祝日、年末年始を除く。

専門相談(保健師・心理士)

子どもと育児に関する相談を、保 健師や心理士に相談することができ ます。 **☎**5963−7202

保健師相談 火・木・土曜:午前9時 ~午後1時、午後2時~5時

心理士相談 月~土曜:午前9時~正 午、午後1時~5時

※祝日、年末年始を除く

問い合わせ

子ども家庭支援センター相談支援 **☎**5962−7213

◆区内各警察署◆ 愛宕☆3437-0110 三田☆3454-0110 高輪☆3440-0110 麻布☆3479-0110 赤坂☆3475-0110 東京湾岸☆3570-0110

新型コロナウイルス感染症の 影響を受けて 生活費にお悩みの皆さんへ

新型コロナウイルス感染症の影響 により、仕事が減ったり失業によっ て収入が減ってしまい、生活費にお 悩みではないでしょうか。

各総合支所区民課生活福祉係で は、収入が減った、高齢、けがや病 気等の理由により、生活費にお困り の人に、生活保護等の生活相談を行 っています(内容によっては、手続 きや確認に時間を要する場合もあり ます)。

生活保護の申請は国民の権利で す。生活保護を必要とする可能性は どなたにもあります。ためらわず に、お住まいの地区の総合支所に早 めにご相談ください。

また、生活保護には至らないもの の生活や就労について困窮されてい る人の相談を港区生活・就労支援セ ンターで支援を行っています。

港区生活・就労支援センター では、次の相談支援を行って います

自立相談支援

経済面・生活面の悩みを整理し、 作成した支援プランに沿って相談者 と一緒に課題解決に取り組みます。 就労支援

就労支援員が仕事探しをお手伝い します。

ひとり親家庭支援

ひとり親家庭の経済的・家庭的な 問題を一緒に解決していきます。

就労準備支援

すぐに就労することが難しい人 に、社会参加や意欲喚起を行い、就 労できる状態になるよう支援しま す。

家計改善支援

家計管理や債務・滞納整理につい て助言・支援します。

学習相談支援

子どもの学習や進学に関する相談 支援を行います。

所在地 麻布地区総合支所2階 開所時間 月~金曜(祝日、年末年始 を除く)午前8時30分~午後5時15分

※港区生活・就労支援センターは、 港区が設置した、生活にお困りの 人の相談を受ける機関です。社会 福祉士等、専門的な資格を持った 職員が相談に応じます。職員が相 談者と一緒に問題点を整理し、必 要に応じて生活保護をはじめとし た他制度につなぐ等、生活改善に 向けて支援します。

※新型コロナウイルス感染症の影響に

より、支援内容に変更が生じる場合 があります。

※新型コロナウイルス感染症拡大防 止のため、まずは電話でご相談く ださい(相談窓口等の混雑が予想 されますので、ご留意ください)。

問い合わせ

○生活保護の申請・相談について 各総合支所区民課生活福祉係

☎欄外参照

○生活や就労の相談について 港区生活・就労支援センター

担当課 生活福祉調整課自立支援担 当

☎5114−8826 FAX3505−3501



受付窓口の様子

FAX3455 — 4460

発熱等の症状がある時や 新型コロナウイルス感染症に関する外来受診等の 相談先を紹介します

発熱の症状があるときや新型コロ ナウイルス感染症を疑う症状がある 人の相談先は次のとおりです。

発熱や咳、息苦しさ(呼吸困難)強い だるさ(倦怠感)等の症状がある人

原則「かかりつけ医」に相談 「かか りつけ医」または地域の身近な医療 機関に相談し、診療や検査を受診す るか、「診療・検査医療機関」の紹介 を受けます。地域の身近な医療機関 については、東京都医療機関案内サ ービス「ひまわり」等で検索すること ができます。

東京都医療機関案内サービス「ひま わり]のホームページ

https://www.himawari.metro. tokyo.jp/

「かかりつけ医」がない等、相談する 医療機関に迷う場合 「東京都発熱 相談センター」に相談し、「診療・検 査医療機関」の紹介を受けます。 とき 24時間対応しています。

☎5320 − 4592

新型コロナウイルス感染症に関する 一般的な電話相談

みなと保健所電話相談窓口

対象 区内在住・在勤・在学者 とき 月~金曜午前8時30分~午後5 時15分 **☎**3455−4461 聴覚障害がある人等の相談窓口

東京都電話相談窓口(新型コロナコ

ールセンター) とき 月~日曜午前9時~午後10時

(祝日を含む) 対応内容 感染の予防に関すること や、新型コロナウイルス感染症に関

☎0570-550571(ナビダイヤル)多言 語(日本語、英語、中国語、韓国語) 対応

聴覚障害がある人等の相談窓口

FAX5388 - 1396

厚生労働省電話相談窓口 とき 午前9時~午後9時

する一般的な相談

※土・日曜、祝日も対応しています。 **☎**0120−565653(フリーダイヤル)

港区新型コロナ こころのサポートダイヤル **☎**5333−3808

新型コロナウイルス感染症の流行 が続いている中、ストレスや不眠等 の心の不調について相談できる電話 相談窓口です。

区内在住・在勤・在学者 とき 月~金曜(祝日を除く)午前9 時~午後5時

問い合わせ

保健予防課保健予防係

☎6400−0081 FAX3455−4460 ○港区新型コロナ こころのサポ ートダイヤルについて

健康推進課地域保健係

☎6400−0084 FAX3455−4460

相談の流れ

発熱等の症状があるかかりつけ医 なし

かかりつけ医がいない等、相談する

医療機関に迷う場合や土・日曜、夜間等

発熱等の症状があるかかりつけ医 あり

東京都医療機関案内サービス 「ひまわり」等も活用し、医療機関に相談

電話相談



※診療や検査が 可能な地域の 身近な医療機

関を案内

電話相談

東京都発熱相談センター ☎5320-4592※24時間対応

※診療や検査が可能な地域の身近な医療機関を案内

症状がない・濃厚接触者等新型コロナー般相談

新型コロナウイルス感染症の一般相談

電話またはファックスでの相談

①みなと保健所電話相談窓口

月~金曜 午前8時30分~午後5時15分 ☎ 3455-4461 FAX 3455-4460

②東京都 新型コロナコールセンター 月~日曜 午前9時~午後10時 ☎ 0570-550571 (ナビダイヤル) FAX 5388-1396

かかりつけ医・地域の身近な医療機関 (※発熱患者を診療しない場合は、

他の医療機関を紹介)

発熱患者を診療・検査

PCR検査が可能な医療 機関またはみなと保健 ※PCR検査ができない医療機関の 所検査センター 場合は、PCR検査機関を案内

※聞き取りの結果、医療機関の紹介やPCR検査が必要 だと判断された場合は、医療機関や検査機関を案内

◆各総合支所区民課生活福祉係◆ 芝地区☎3578-3171 麻布地区☎5114-8823 赤坂地区☎5413-7277 高輪地区☎5421-7087 芝浦港南地区☎6400-0023

区役所

新型コロナウイルス感染拡大防止に向けたみなと保健所の取り組み

みなと保健所では、新型コロナウイルスの感染拡大防止のために、区内病院や港区医師会と連携し、相談から始まり、保健所内の検査センターや民間機関を 活用した迅速なPCR検査の実施、陽性者の病院への搬送や健康観察、感染源や接触者の調査等まで、切れ目なく一貫して対応する体制を整備しています。

みなと保健所 **☎**6400−0050



●平日:夜間~早朝(午後8時30分~翌日午前7時45分)

●土・日曜、祝日、年末年始:終日

問い合わせ 契約管財課庁舎管理係 **☎**3578−2870



区では、子どもの出産にかかる 費用の一部を助成しています。 対象

出産した子どもの父または母 で、次の要件全てに該当する人

- (1)子どもを出産した日以前から 区内に住所を有し、かつ、申 請日において引き続き1年以上 区に居住していること。
- (2)出生日から対象者の住所に子 どもの住民登録があり、申請 日において対象者と同居して いること。
- ※ただし、両親共に外国籍で、海 外で出産をした場合、出生後初

めて日本に子どもの住民登録を した日から申請者の住所に子ど もの住民登録があり、申請日に おいて同居していること。

- (3)母が日本の公的健康保険に加 入していること(母が被保険者 または父の被扶養者等)。
- (4)申請日が、出産日から1年以内 であること。

助成内容

出産にかかる分娩費および入院 費等について、助成金算出上限額 73万円(双子の場合40万円加算)と 出産費用の実費額のいずれか低い 額から出産育児一時金等(付加金

を含む)を差し引いた全額を助成 します。

助成金算出上限額は、子育てす る家庭の経済的負担を軽減し、安 心して出産・育児できるよう、令 和2年12月に見直しを行い、60万 円を73万円に拡大しました。

必要書類

病院から発行される出産費用の 領収書(写)等が必要です。詳しく は、お問い合わせいただくか、港 区ホームページをご覧ください。 申し込み

出産日から1年以内に、出産費 用助成費支給申請書に必要事項を

明記の上、必要書類を添付して、 直接、最寄りの総合支所区民課保 健福祉係へ提出するか、郵送で、 〒105-8511 港区役所子ども家 庭支援部子ども家庭課子ども給付 係へ(区が郵送料を負担します。 詳しくは、4面の記事をご覧くだ さい)。マイナポータルによる電 子申請もできます。

※マイナポータルによる電子申請 には、マイナンバーカードが必 要です。

問い合わせ

子ども家庭課子ども給付係

☎3578 − 2433

各総合支所区民課保健福祉係

☎9面欄外参照

ひとり親(母子・父子) 支援しています

区には、区内在住のひとり親 (母子・父子)家庭等を対象にした 手当や医療費助成制度があります (表参照)。

次の対象に該当する場合は、お 住まいの地域の総合支所区民課保 健福祉係で相談の上、申請の可否 についてご確認ください。

対象 18歳になった日以後の最初

の3月31日までの児童を養育し、 ひとり親家庭等になった事由に該 当する家庭またはこれに準ずる家

ひとり親家庭等になった事由

- ●父母が離婚している。
- ●父または母が死亡している。
- ●父または母に重度の障害がある。
- ●父または母が生死不明である。
- ●父または母が児童を1年以上遺 棄している。
- ●父または母がDV保護命令を受 けている。
- ●父または母が法令により1年以 上拘禁されている。
- ●婚姻によらないで出生した児童 を扶養している(事実上婚姻と 同様の関係にある場合を除く)。
- ※児童が施設(保育園等通所施設 を除く)に入所している場合を 除く。
- ※所得制限があります。

申請方法、申請書類等について 詳しくは、お問い合わせください。

問い合わせ

子ども家庭課子ども給付係

☎3578 − 2432

各総合支所区民課保健福祉係

☎9面欄外参照

対

暗 ことき

赃

・ところ

四…内容

A…定員·募集人員

₽

し込

問

合わせ

選

·選考方法

担

表 ひとり	親(母子・父子)家庭等の手当・医療費助成制度
制度	児童扶養手当

制度	児童扶養手当	児童育成手当	ひとり親家庭等医療費助成
	手当月額		
内容	全部支給 ●児童1人の場合 4万3160円 ●児童2人目 1万190円加算 ●児童3人目以降 6110円加算 一部支給 ●児童1人の場合 1万180円~4万3150円 ●児童2人目 5100円~1万180円加算 ●児童3人目以降 3060円~6100円加算 ※令和3年4月現在 ※所得金額により手当額が異なります。	児童1人につき 月額 1万3500円	健康保険対象の医療費の一部を助成します。 ● 非課税世帯 自己負担なし ● 課税世帯 1割を自己負担
受給期間	扶養する児童が18歳に達した後の最初の3月31日(児童が中度以 上の障害を有する場合は20歳未満)まで	扶養する児童が18歳に達した後の最初の3 月31日まで	扶養する児童が18歳に達した後の最初の3月31日 (児童が中度以上の障害を有する場合は20歳未満)まで
その他	 ●受給資格者等の所得が所得限度額以上の場合は、手当額が一部支給または支給停止となります。 ●受給資格者となってから5年等を経過した場合、手当月額が2分の1の支給となります(就労をしている等の場合、届け出をすることにより経過前と同額の手当を受給することが可能となります)。 ●受給資格者または児童が公的年金給付等を受けることができるとき、手当月額の全部または一部が支給停止となります。 	●手当受給中の人が所得制限を超えた場合、資格が消滅します。資格消滅後、所得制限内に所得が下がった場合、改めて申請が必要となります。	●健康保険に加入している必要があります。 ●生活保護受給者は対象になりません。

みなとプレママ応援事業(予 約制)

妊娠届を提出した全ての妊婦を 対象に、助産師等による面接・相 談を行っています。助産師による 面接を終えた人には、タクシーの 乗車や育児用品の購入等に利用で きるチケット等を封入した育児パ ッケージを配布します。

🗖 区民で、妊娠5カ月以降の妊婦 ※出産後の人はみなとプレママ応 援事業の対象外です。

励 みなと保健所

■ みなと母子手帳アプリ内「みな と保健所けんしん等利用予約シス テム」で面接の予約をしてくださ い。予約システムを使用すること ができない場合は、お問い合わせ ください。

間 健康推進課地域保健係

☎6400−0084 FAX3455−4460

4月の乳幼児健診・育児相談

対 4カ月児育児相談(令和2年12月 生まれの人)、1歳6カ月児健康診査 (令和元年9月生まれの人)、3歳児 健康診査(平成30年3月生まれの人) **目**該当者には通知しています。 届かない人は、お問い合わせくだ さい。※転入した人、健診がお済 みでない人は、ご相談ください。 **間** 健康推進課地域保健係

☎6400−0084 FAX3455−4460

児童精神科医による相談(こ ころの健康相談)

お子さんのこころの問題や行動 面で悩んでいる保護者に対して、 児童精神科医が相談に応じます。 図区内在住・在勤者の18歳以下 のお子さんとその保護者 睛 4月12日(月)※時間はお問い合

わせください。

面 みなと保健所

目 電話で、健康推進課地域保健 **☎**6400 − 0084 または最寄りの総合支所区民課保 健福祉係へ。 ☎9面欄外参照 間 健康推進課地域保健係

☎6400−0084 FAX3455−4460

令和3年度就学援助のお知らせ

経済的な理由で就学が困難な、 国公立小・中学校に在学する児 童・生徒の保護者に学用品費や給 食費等の援助をします。

図区民で、生活保護・児童扶養 手当を受給している世帯、また は、令和2年の世帯の所得金額に ついて、港区教育委員会が定める 基準所得額に該当する世帯

国郵送または直接、申請書を提 出用封筒で、4月16日(金・必着) までに、〒105-8511 港区役所 学務課学校運営支援係(区役所7

階)へ。※港区立小・中学校に通 学している人には、「就学援助の お知らせ」、「申請書」、「提出用封 筒」を、通学先の学校で配布しま す。港区外の国公立小・中学校に 通学している人は、電話で請求し てください。※援助を希望する人 のみ、申請書を提出してくださ **☎**3578 − 2731

家庭相談の窓口が変わりまし

家庭相談センター(家庭相談、 ひとり親家庭相談、女性相談、配 偶者等からの暴力の相談窓口)は、 4月1日から港区子ども家庭総合支 援センター内の子ども家庭支援セ ンターの窓口へ変更になりました。 **間**港区子ども家庭相談ダイヤル

☎5962−7215

1日子ども家庭支援センター家庭 相談担当





高齢者肺炎球菌予防接種の ご案内は7月下旬頃に郵送します

毎年4月初旬に、対象となる人 に、高齢者肺炎球菌予防接種のご 案内を郵送しています。

令和3年度は、新型コロナウイ ルスワクチンの優先接種を予定し ており、接種スケジュールの重複 を避けるため、7月下旬頃に発送す る予定です。7月下旬頃の発送より も前に接種を希望する人は、予診 票を発行しますので、保健予防課 保健予防係にご連絡ください。

対象 過去に1度も肺炎球菌ワク チン(23価)の予防接種を受けたこ とがない人で、次のいずれかに該 当する人

(1)令和4年3月31日現在、65・70・

75・80・85・90・95・100歳の人 (2)60歳以上65歳未満の人で心臓、

じん臓、呼吸器の機能または ヒト免疫不全ウイルスによる 免疫機能に重い障害(身体障害 者手帳1級程度)のある人

※助成が受けられるのは、生涯で 一度です。

その他 令和3年度高齢者肺炎球 菌予防接種について詳しくは、お 問い合わせいただくか、港区ホー ムページをご覧ください。

問い合わせ

保健予防課保健予防係

☎6400 − 0081

シルバーパスの お知らせ

4~9月

都営交通や、都内を走行する民 営バス等が利用できる「東京都シ ルバーパス」を発行します。誕生 月の初日(1日が誕生日の人は前月 の初日)から申し込めます。

都内に住民登録している満70歳 以上の人(寝たきりの人を除く) 発行窓口

最寄りのバス営業所・都営地下 鉄定期券発売所等に直接お申し込

−部 65 歳以下を対象とした内容も掲載しています

みください。

費用・必要書類

各総合支所区民課保健福祉係窓 口等で配布している『「東京都シル バーパス」を初めて購入される方 へ』または港区ホームページをご 覧ください。

問い合わせ

(社)東京バス協会シルバーパス 専用電話(受付時間:土・日曜、 祝日を除く午前9時~午後5時)

☎5308 − 6950

東京都福祉保健局高齢社会対策 部在宅支援課振興担当

☎5320 − 4275

担当課 高齢者支援課在宅支援係

令和3年度港区平和青年**团**

戦争や核兵器の悲惨さ、平和の大 切さを自ら学び、地域に発信する高 校生世代を募集します。

対象 4月1日現在、15~17歳の区内 在住・在勤・在学者で、次の(1)~ (3)全てに参加できる人

- (1)事前研修(5回程度):都内平和関 連施設の見学、活動報告会の企
- (2)派遣研修:長崎訪問(8月8~10日 (日~火))
- ※派遣研修2日目に、長崎原爆犠牲 者慰霊平和祈念式典へ出席しま
- (3)事後活動:活動報告会(8月下旬予 定)、みなと区民まつり(10月上 旬(土・日)予定)への参加、活動 報告書の作成等

任期 6~12月

人数 8人(個別面接による選考)

長崎までの往復飛行機運賃、

宿泊費等は区が負担します。その他 自宅からの交通費等は自己負担で す。

申し込み 郵送または直接、申込書 に必要事項を明記の上、5月7日 (金・必着)までに、〒105-8511 港区役所総務課人権・男女平等参画 係(区役所4階)へ。

- ※区が郵送料を負担します。詳しく は、4面をご覧ください。港区ホ ームページからも申し込めます。
- ※申込書は、総務課人権・男女平等 参画係、各総合支所管理課、各港 区立図書館、各区民センター等で 配布する他、港区ホームページか らダウンロードもできます。

問い合わせ

総務課人権・男女平等参画係

☎3578 − 2014

令和3年春の全国交通安全運動 4月6日(火)~15日(木)

「世界一の交通安全都市TOKYOをめざして」

令和2年の区内交通事故件数は900 件で、令和元年から356件減少して います。今後も、交通ルール・マナ ーをしっかり守って、交通事故をな くしましょう。

運動の重点

- 1 子どもと高齢者を始めとする歩 行者の安全確保
 - (1)歩行者の交通ルール順守の徹 底
 - (2)歩行者の安全確保
- 2 自転車の安全利用の推進
 - (1)自転車の交通ルール・マナー 周知徹底
 - (2)自転車利用者自身の安全確保
- 3 歩行者等の保護を始めとする安 全運転意識の向上
 - (1)運転者の交通ルール順守の徹 底等
- (2)高齢運転者の交通事故防止
- 4 二輪車の交通事故防止

ながらスマホの禁止

歩行中や、自転車・車の運転中にス マートフォンを操作すると、重大な 事故につながる可能性があるため、 一人一人がマナーを守りましょう。 保護者の皆さんへ

保育園や幼稚園に子どもを送迎す る保護者の皆さんに対し、自転車の 交通マナーについて多くのご意見が 寄せられているため、歩道を通行す る際は、歩行者に十分注意し、車道 寄りを徐行しましょう。また、電動 アシスト自転車に乗る際は、スピー ドの出しすぎに注意して安全に運転

問い合わせ

区内各警察署 地域交通課交通対策係

しましょう。

☎欄外参照

☎3578 − 2262

港区民の生活環境を守る建築物の 低炭素化の促進に関する条例を施行しました

区は、「港区民の生活環境を守る建築物 の低炭素化の促進に関する条例」を4月1日 に施行しました。

本条例は、建築物の低炭素化促進に関し 必要な事項を定め、地球温暖化を防止する ことを目的としています。

この条例に基づき、「港区建築物低炭素 化促進制度」と「港区地球温暖化対策報告書 制度」を実施していきます。

「港区建築物低炭素化促進制度」について

区内に2000平方メートル以上の建築物を 新築、増築または改築する建築主に対し、 区が定める省エネ基準および人工排熱基準 を順守するよう届け出を義務付けます。

また、300平方メートル以上2000平方メ ートル未満の建築物を新築、増築または改 築する建築主に対しては、任意で届け出を

受け付けます。

「港区地球温暖化対策報告書制度」について

延べ面積が10000平方メートル以上とな る区内事業所を低炭素化促進事業所とし て、毎年度、エネルギー使用量および二酸 化炭素排出量等を記載した港区地球温暖化 対策報告書の提出および報告内容の公開を 義務付けます。また、延べ面積が300平方 メートル以上10000平方メートル未満の区 内事業所は任意で報告を受け付けます。

「港区建築物低炭素化促進制度」と「港区 地球温暖化対策報告書制度 | について詳し くは、港区ホームページをご覧ください。

問い合わせ

環境課地球温暖化対策担当☎3578-2477

道路上の商品や置き看板等は、



道路は、常に車や人が安全に通れるようにしておかなけれ ばなりません。公共の場である道路上に不法に置いている商 品や看板・のぼり旗・植木・自転車等は、道路を狭くし通行 の妨げとなり、非常に危険ですので、速やかに敷地内へ移動 させてください。

また、道路の上空に出ている、車や傘がぶつかるような、 低い危険な突き出し看板や日よけ等は、直ちに撤去するか、 是正してください。

問い合わせ

- ○道路占用許可および道路上の置き看板等の指導について ☎欄外参照 各総合支所まちづくり課まちづくり係
- ○突き出し看板および日よけ等の指導について

土木管理課監察指導係

☎3578 − 2350

◆各総合支所区民課保健福祉係◆ 芝地区☎3578-3161 麻布地区☎5114-8822 赤坂地区☎5413-7276 高輪地区☎5421-7085 芝浦港南地区☎6400-0022

◆区内各警察署◆ 愛宕☎3437-0110 三田☎3454-0110 高輪☎3440-0110 麻布☎3479-0110 赤坂☎3475-0110 東京湾岸☎3570-0110 ◆各総合支所まちづくり課まちづくり係◆ 芝地区☎3578-3104 麻布地区☎5114-8815 赤坂地区☎5413-7038 高輪地区☎5421-7664

芝浦港南地区☎6400-0017

総合支所





₿▶とき

励▶ところ 人 定員・募集人員 ■ 申し込み

問▶問い合わせ選▶選考方法

担▶担当課

※区役所・総合支所・都庁への郵便は、郵便番号と宛先(例:105-8511 港区役所○○課)で届きます。 ※ファックスでの問い合わせはFAX3578-2034へ。 ※費用の表記がないものは、全て無料です。

健 康

◎アピアランス(外見)ケア個 別相談

☑ がん患者およびその家族 閩4月22日(木)午前10時~10時30 分、10時30分~11時

人各1組(申込順)

10

◎がんの治療と仕事やお金の個 別相談

図がん患者およびその家族、企業 の人事労務担当者等

聞4月27・28日(火・水)午後7時~8 時

人各1組(申込順)

◎栄養セミナー「野菜のお菓子 で免疫up!」

対 どなたでも

閱5月8日(土)午前11時~正午

人 18人(申込順)

◎印の共通事項

励 がん在宅緩和ケア支援センター **囲** 電話またはファックスで、がん 在宅緩和ケア支援センター(受付時 間:祝日を除く月~金曜午前10時~ 午後9時、土曜午前10時~午後5時) へ。詳しくは、がん在宅緩和ケア 支援センターホームページ

https://www.minato-hpccsc.jp/ をご覧ください。

☎6450−3421 FAX6450−3583

講座・催し物

芝の語り部による座学「日本経 済を救ったダルマ大臣:高橋是 清と港区」

閩4月24日(土)午前9時30分~11時 30分

面午前9時20分までに、芝区民協働 スペースに集合

人 20人程度(抽選)

目 電話またはファックスで、4月14 日(水)までに、住所・氏名・電話番 号を芝地区総合支所協働推進課地区 政策担当へ。

☎3578−3125 FAX3578−3180

芝の語り部によるまち歩きツア ー「芝公園の花と樹木を訪ねて」

対 花に関心があり、長時間歩行で きる人

聞 4月29日(木・祝)午前9時30分~ 11時30分

励 午前9時20分までに、都営三田線 芝公園駅A4地上出口付近集合、都 営三田線御成門駅付近で解散予定

人 15人程度(抽選) **田**電話またはファックスで、4月16 日(金)までに、住所・氏名・電話番 号を都立芝公園サービスセンター **△**. **☎**3431−4359 FAX3431−4363 間芝地区総合支所協働推進課地区 政策担当

☎3578−3125 FAX3578−3180

新卒採用セミナー

对 区内中小企業経営者、採用担当 者、人事担当者、区内在勤者

閩4月20日(火)午後2時~4時

面 商工会館

人30人(申込順)

・ 電話で商工会館へ。商工会館ホ ームページ

https://minato-shoukou.jp/ からも申し込めます。詳しくは、商 工会館ホームページ

をご覧ください。

☎3433 − 0862 間 商工会館

担 産業振興課経営相談担当

お知らせ

区民協働スペースで公衆無線 LAN (Minato City Wi-Fi)を ご利用いただけます

4月1日から、区民協働スペース (芝、新橋、芝公園、愛宕、東麻布、 麻布、六本木、赤坂、高輪、白金 台、芝浦、港南)で、Minato City Wi-Fiをご利用いただけます(高輪 台は4月下旬予定)。詳しくは、港区 ホームページの区民協働スペース利 用ガイドをご覧ください。

対区民協働スペース利用団体(町 会・自治会・商店会活動をはじめ、 子育て支援や高齢者支援、障害者福 祉等、区と協働で公共的、公益的な 活動を行う団体)

間地域振興課区民協働・町会自治

会支援担当 **☎**3578 − 2557 · 2197 各総合支所管理課管理係

☎11面欄外参照

2021 (第40回) 「みなと区民まつ り」の参加団体募集を延期します

毎年4月1日からみなと区民まつり 参加団体の募集を開始していました が、新型コロナウイルス感染症の影 響を踏まえ、参加団体の募集開始を 延期します。募集開始日が決まりま したらKissポート財団および港区 ホームページにてお知らせします。 間みなと区民まつり実行委員会事 務局(Kissポート財団内)

☎5770−6837

令和3年度の国民年金保険料が 決まりました

令和3年度(4月~令和4年3月)の保 険料は、1カ月1万6610円です。日本 年金機構から納付書が4月上旬に郵 送されますので、納付期限までに金 融機関、郵便局、コンビニエンスス トアで納めてください。

6カ月、1年もしくは2年分の保険 料をまとめて支払うと、毎月納付す る場合に比べて納付額が割り引きに なる前納制度があります。納付書で の前納制度を利用する場合の納付期 限は4月30日(金)です。2年前納の納 付書は港年金事務所に申し込みが必 要です。

詳しくは、日本年金機構ホームペ ージ

https://www.nenkin.go.jp/ をご覧ください。

圖 港年金事務所 **☎**5401 − 3211 国保年金課国民年金係

☎3578 − 2662 ~ 6

放置自転車リサイクル

閩4月11日(日)午前10時~10時30分 受け付け、後に購入順位の抽選

励 みなとリサイクル清掃事務所作 業連絡所(元麻布3-9-6)

販売台数 30台程度※区民優先枠を 設けています。

費用 価格等について詳しくは、お 問い合わせください。

間(公社)港区シルバー人材センタ **☎**5232−9681

リサイクル自転車作業所(みなとリ

(受付時間:火~金曜午前9時~午後5 **☎**3479−3116

サイクル清掃事務所作業連絡所2階)

4月1日から改正大気汚染防止 法が施行されました

解体等工事に伴う石綿飛散防止対 策の一層の強化を図ることを目的と した「大気汚染防止法の一部を改正 する法律」が4月1日から順次施行さ

詳しくは、環境省ホームページ https://www.env.go.jp/ をご覧ください。

間環境課環境指導・環境アセスメ ント担当 **☎**3578 − 2490

求人・区民委員

(社福)港区社会福祉協議会の 職員募集(常勤)

図6月1日現在35歳未満の人※社会 福祉士、介護福祉士、精神保健福祉 士のいずれかの資格があることが望 ましい。

採用日 6月1日

期間 定年制あり

募集人員 若干名

勤務内容 事務・相談援助業務等 勤務時間 月~金曜(土・日曜、祝 日を除く)午前8時30分~午後5時15 分

給与 法人給与規定等による

勤務場所 (社福)港区社会福祉協議

目 自筆の履歴書(3カ月以内に撮影 した写真を貼付し、欄外に「常勤職 員応募」と朱書き)と職務経歴書(職 務経歴の無い場合は自己アピール文 A4用紙1枚程度)を、4月5日(月・必 着)までに、〒106-0032六本木5-16-45 (社福)港区社会福祉協議会 経営管理係職員採用担当へ。

選考方法 課題論文および面接。日 程等について詳しくは、(社福)港区 社会福祉協議会ホームページ

http://www.minato-cosw.net をご覧ください。

間(社福)港区社会福祉協議会経営

☎6230 − 0280 FAX6230 − 0285 12 保健福祉課地域保健福祉係

夜間•休日診療

港区ホームページからもご覧いただけます▶ 診療時間 は午前9時~午後5時 診療時間 ★ は午後5時~午後10時



小児 初期 救急	土 曜:午後5時~10時	(おおむね15歳 未満の小児)の	芝浦1-16-10 (社福) 恩賜財団母子愛育会 総合母 子保健センター 愛育病院1階 ☎6453-7302

※受診するときは、あらかじめ電話で診療時間等をお問い合わせください。

	大森真帆麻布十番クリニック (内)	麻布十番1-5-9 高橋ビル2階	☎ 6455−4317
4 月	愛育病院(小)	芝浦1-16-10	☎ 6453−7300
4 ====================================	治田歯科医院(歯)	浜松町2-5-4 秀和浜松町駅前ビル2階	☎3436-0521
	麻布十番ハート歯科クリニック (歯)	麻布十番2-8-8 ミレニアムタワー2階	☎ 6435−2277
	★南麻布医院(外・内)	南麻布1-12-1	☎3452-3211
	港区休日歯科応急診療所 (港区口腔保健センター)	三田1-4-10 みなと保健所2階	☎3455-4927 (休日のみ)

電話がかかりにくい場合は、下記の診療案内へ

診療	(毎日24時間)	「#7119」(プッシュ回線の固定電話、携帯電話) ☎3212-2323 (ダイヤル回線の固定電話等)
案内	医療機関案内サービス きわり」 (毎日24時間)	☎5272−0303 ホームページ https://www.himawari.metro.tokyo.jp/
	月~金曜(知日、佐また地を除く)	

.==	小児救急	工作(2014)~ 公别(2014)	「#800 ☎528
作品火	電話相談	土·日曜、祝日、年末年始 午前8時~翌朝8時	1320

000」(プッシュ回線の固定電話、携帯電話) 85-8898(ダイヤル回線の固定電話等)

薬の相談 ※日中、夜間とも区内在住者に限ります。

港区休日くりり何でもテレブ	「ソー対応時間:午前9時~午後2	時 ※楽局の電話かかかりにく	、い場合は、☎090-93/8-/915
4月4日(日)	ライオン薬局	芝2-18-2	☎ 3455−3637

方門対応当来茶目(缶口)	対応時間:午後8時~午前0時	☎ 090−3690−3102
双间对心当田朱加(毋口)		MU90 3090 3102

障害者歯科診療所 (港区口腔保健センター)	三田1-4-10 みなと保健所2階	4月10日(土) 午前9時30分~午後0時30分 4月24日(土)	【完全予約制】 平日午前9時~午後5時 受付 ☎ 6400-0084 FAX3455-4460
		午後1時30分~4時30分	健康推進理地域保健係

事業・イベント等への参加を 検討している皆さんへ

紙面上でお知らせしているイベントや事業等を延期または中止する場合があります(最新の情報は、港区ホームページをご覧ください)。 また、新型コロナウイルス感染症対策のため、施設入館時に個人情報(氏名・緊急連絡先)を集めます。 区が集めた個人情報は、必要に応じて保健所等の公的機関へ提供する場合があります。

表記につい 法人 <u>社</u>… 般社団法人 (公社)…公益社団法人 (財)…一般財団法人 (公財) 有限会社

港区市街地再開発事業に係る事 後評価委員会委員

図18歳以上の区内在住・在勤・在 学者で、平日の日中または夜間の会 議に出席できる人

任期 6月頃~令和5年3月31日

人 2人

選 書類選考等

謝礼等 委員には区の規定による謝 礼を支給します。

国郵送または直接、4月16日(金・必着)までに、応募用紙に必要事項を明記の上、〒105-8511 港区役所開発指導課再開発担当(区役所6階)へ。応募用紙は、開発指導課で配布している他、港区ホームページからダウンロードもできます。

間開発指導課再開発担当 ☎2578 - 224

☎3578 − 2248

ご意見募集(パブリックコメント)

「特定個人情報保護評価書(案)」 についてご意見を募集します

区では、マイナンバー(社会保障・税番号)制度に基づき、「特定個人情報保護評価」を実施しています。

個人番号を含む特定個人情報を保 有する「住民基本台帳に関する事務」 において、「窓口総合支援システム」 の導入にあたり、全項目評価の再評 価を実施するため、ご意見を募集し ます。

閲覧方法 「特定個人情報保護評価書(案)」は、港区ホームページ「パブリックコメント(施策・計画に対するご意見)」の他、区政資料室(区役所3階)、総合案内(区役所1階)、各総合支所管理課、各港区立図書館(高輪図書館分室を除く)でご覧いただけます。

ご意見の提出方法 郵送・ファック スまたは直接、4月30日(金・必着)

みなど おしらせボード

午後5時までに、ご意見・住所・氏名を明記の上、〒105-8511 芝地区総合支所区民課窓口調整係へ。港区ホームページからも提出できます。

間芝地区総合支所区民課窓口調整 係 ☎3578-3151 FAX3578-3182

声の広報・点字広報を発行しています

「広報みなと」に掲載されている情報を、声の広報(デイジーCD)と点字広報として、月に3回発行しています

対象 区内在住で、身体障害者手帳 1~4級程度の視覚障害者 申し込み 電話・ファックスまたは 直接、区長室広報係(区役所4階)へ。

また、「広報みなと」に掲載されている情報は全て港区ホームページに掲載しており、港区ホームページの音声読み上げ機能等に対応していま

す。アプリ等のインストールは不要で、パソコン・スマートフォンで使用できます。港区ホームページ上部の「文字の大きさ・色合い変更」「音声読み上げ」「ふりがな表示」ボタンから利用できます。

問い合わせ

区長室広報係

ています。

☎3578−2038 FAX3578−2034

新規拠点回収場所(9カ所) 表参照

回収した古着について 海外で再利

用(リユース)します。リユースでき

ないものは、工業用の雑巾(ウェス)

に加工し、再生利用(リサイクル)し

問い合わせ

みなとリサイクル清掃事務所ごみ

減量・資源化推進係☎3450-8025

4月1日からプラスチックリサイクル」と「資源の拠点回収」が変わります

60センチメートル未満のプラスチックケースのリサイクルを新たに開始 します

区では、家庭から出る30センチメートル以上のプラスチック製品は、粗大ごみとして回収し処分しています。今後は、より一層プラスチックリサイクルを推進するため、60センチメートル未満のプラスチックケースの集積所回収を開始します。

対象 家庭から出る最大辺60センチメートル未満かつ全てがプラスチック素材のケース

※ネジやキャスター等金属類を含ま ないもの

場所 資源プラスチックの日に、他 のプラスチックと一緒に集積所へ出 してください

プラスチック製品例 プラスチック 製衣装ケース、収納ボックス 等 その他 粗大ごみ処理券を貼る必要 はありません。そのままお出しくだ さい。

陶磁器・ガラス類の拠点回収を開始 します

不燃ごみとして出されている陶磁器・ガラス類を土木資材にリサイクルするために、新たに拠点回収を開始します。

回収するもの

- 食器(Ⅲ・急須・茶碗・コップ・ コーヒーカップ等)
- 化粧びん(キャップを外してくだ さい)
- ●30センチメートル未満の板ガラス 回収しないもの

レンガ、タイル・外壁材、ブロック、電球

陶磁器・ガラス類を出す方法

- 新聞紙に包んで割れないように回 収ボックスにお持ちください。
- 割れている場合には、新聞紙に 「キケン」と表記してください。
- ●贈答品等で未使用のものは、箱ご と回収ボックスに入れてくださ

陶磁器・ガラス類の拠点回収場所 (2カ所)

みなとリサイクル清掃事務所 みなとリサイクル清掃事務所 作業連絡所

古着の拠点回収場所を増やします

家庭で使用しなくなった衣類等 を、各総合支所等の回収ボックスに 直接入れていただくことで回収して います。

表古着の拠点回収場所

表古着の拠点回収場所					
回収場所	新規	時間			
浜松町駅北口自転車等駐車場	*	午前4時30分~翌日午前1時30分			
神明いきいきプラザ	*				
南麻布いきいきプラザ	*				
ありすいきいきプラザ	*	午前4時30分~翌日午前1時30分 月~土曜:午前9時~午後9時30分 日曜:午前9時~午後5時 午前9時~午後9時30分	月~土曜:午前9時~午後9時30分		
西麻布いきいきプラザ	*	日曜:午前9時~午後5時			
青山いきいきプラザ	*				
白金台いきいきプラザ	*				
芝浦港南区民センター	*	午前9時~午後9時30分			
港区スポーツセンター	*	午前8時30分~午後10時30分			
芝地区総合支所					
麻布地区総合支所					
赤坂地区総合支所					
高輪地区総合支所		午前8時30分~午後5時15分			
芝浦港南地区総合支所					
芝浦港南地区総合支所台場分室					
みなとリサイクル清掃事務所					
みなとリサイクル清掃事務所 作業連絡所		午前9時30分~午後3時			
エコプラザ		午前9時30分~午後8時			

受動喫煙防止対策を区内全域に広げます

飲食店の受動喫煙防止対策巡回業務 を区内全域に拡大します

区は、4月1日から区内全域の飲食店に対して、店頭標識掲示状況や店内の喫煙環境が「改正健康増進法および東京都受動喫煙防止条例」の基準と合致しているか確認をする巡回業務を拡大します。区が本制度を伝える店舗と、本制度を認識していながら守られていない店舗との対応を分けた巡回を実施します。

受動喫煙防止対策相談窓口が事業所 内の喫煙室設置状況を確認します

みなと保健所に設置している受動 喫煙防止対策相談窓口から区内の事 業所に連絡し、事業所内の喫煙室設 置状況を確認します。周辺地域への 受動喫煙の配慮等改正健康増進法お よび東京都受動喫煙防止条例に基づ く適切な実施を促し、屋内の受動喫 煙防止対策を高めます。

受動喫煙防止対策相談窓口

専用電話 **2**6400-9977 受付時間 月~金曜午前8時30分~ 午後5時15分(祝日、12月29日~1月3 日を除く)

みなと受動喫煙防止対策店認定事業 飲食店を募集します

飲食店の受動喫煙防止における積極的な取り組みを広く周知するため、喫煙専用室、加熱式たばこ専用喫煙室、喫煙可能室または喫煙目的

室を設置し、適正な喫煙環境を維持し、周辺地域において受動喫煙防止対策に貢献している区内飲食店をみなと受動喫煙防止対策店として認定しています。

認定に当たり、喫煙室を設置する際の技術的基準や受動喫煙防止対策に精通した専門アドバイザーが、申し込みいただいた飲食店を訪問し、喫煙環境の測定等現地を確認します。

応募資格

周辺地域において受動喫煙防止 対策に貢献している飲食店のうち、 (1)喫煙専用室または加熱式たばこ

専用喫煙室を設置した飲食店

できます。

申し込み

| 二次元コードをスマートフォンで | 読み取ると、「みなと受動喫煙防止 | 対策店の認定について」のページ | から電子申請できます。

送付先・問い合わせ

(2) 喫煙可能室を設置した飲食店

(3) 喫煙目的室を設置した飲食店

電子申請、郵送またはファックス で、応募書類に必要事項を明記の

上、送付先へご応募ください。応募

書類は健康推進課で配布する他、港

区ホームページからダウンロードも

〒108-8315 みなと保健所健康 推進課受動喫煙防止対策担当

☎6400 − 0083 FAX3455 − 4460

(株)…株式会社

◆各総合支所管理課管理係◆ 芝地区☎3578-3191 麻布地区☎5114-8811 赤坂地区☎5413-7014 高輪地区☎5421-7124 芝浦港南地区☎6400-0011



外国語版暮らしのガイド

(リビングガイド) を発行しました

区では、区内に居住する外 国人の皆さんの利便性向上の ために、区役所での手続きの 仕方や、施設の利用方法等、 日常生活に必要な情報を集め たガイドブック「外国語版暮 らしのガイド(リビングガイ

ド)」を作成しています。

このたび、4月1日に、3言 語全てのリビングガイドを改 訂しました。改訂版の全ての ページの左側に、「やさしい日本語」 を記載し、右側には各言語での翻訳 を記載しています。また、文字をよ り見やすくするため、これまで発行 していた冊子のサイズを大きくしま した。

対象 主に区内在住の外国人 ※冊子を欲しい人には、外国人でな くてもお渡しできます。

対応言語 やさしい日本語、英語、 中国語、ハングル

費用 無料



冊子のサイズ A4判 (横21センチメートル×縦29.7センチメートル)

配布場所 各総合支所、区長室広報 係で配布する他、港区ホームページ からPDFデータをダウンロードする こともできます。

※転入してきた外国人には、各総合 支所区民課で配布するウェルカム パッケージでお渡ししています。

00	 \sim	

区長室広報係

☎3578 − 2037

東京2020大会聖火リレーの ボランティアを募集します

対象 次の(1)~(5)の要件を全て満 たす人

- (1)2003年4月1日以前に生まれた人 (2)日本国籍を有する人または日本
- に居住する資格を有する人 (3)日本語による簡単な会話(意思疎
- 通)ができる人 (4)東京都聖火リレー実行委員会が 指定するボランティア活動をす
- ることができる人 (5)区が指定する日時の説明会に参 加できる人(6月中旬を予定。オ ンライン説明会の可能性あり)

とき・ところ・内容・募集人数 表のとおり

申し込み 郵送またはファックス で、4月30日(金・消印有効)までに、

| 表 ボランティアの活動日時等

氏名・住所・生年月日・年齢・電話 番号・電子メールアドレス・Tシャ ツのサイズ(S~3XL)を申込書に明 記の上、企画課オリンピック・パラ リンピック推進担当へ(区が郵送料 を負担します。詳しくは、4面の記 事をご覧ください)。港区ホームペ ージからも申し込めます。申込書 は、各総合支所管理課で配布する 他、港区ホームページからダウンロ ードもできます。

支給品 記念の帽子とTシャツ

送付先・問い合わせ

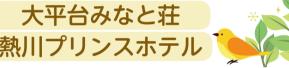
〒105-8511 港区役所企画課オリ ンピック・パラリンピック推進担 当 ☎3578-2572 FAX3578-2034

	オリンピック聖火リレー	パラリンピック聖火リレー		
日時	7月22日(木·祝)午後4時~9時 2~4時間程度(予定)	8月24日(火)午前 2~4時間程度(予定)		
場所	聖火リレーのコース沿道等	同左		
内容	(1)聖火リレー沿道の走路管理 (2)聖火リレー沿道周辺の観衆・雑踏の整理 (3)コース沿道の資機材の設置、撤去のサポート (4)セレモニー会場および聖火ランナー集合場 所における運営補助や案内等 (5)各活動場所における準備業務補助、後片付け 等	同左		
募集人数	1000人	240人		

※活動の内容により、聖火リレーを実際に観覧できない場所への配置となる可能性があり

区民保養施設利用案内





6月利用分抽選申し込み

対象 区民

申し込み 専用はがきを郵送で、4 月12日(月・必着)までに、JTBみな と予約センターへ。専用はがきは、 各総合支所区民課窓口サービス係、 各区民センター、地域振興課(区役 所3階)にあります。または、区民保 養施設予約システムで4月18日(日) までに、申し込みください。抽選結 果は4月末にご自宅に郵送します。

空き室申し込み

対象 区民・在勤者

申し込み 利用希望日の1カ月前の 同日から区民保養施設予約システ ム、またはJTBみなと予約センター で申込順に受け付けます。

利用者登録

利用申し込みには利用者登録が必 要です。専用はがきまたは区民保養 施設予約システムで登録できます。 大平台みなと荘の優先抽選

優先抽選日 6月5日(土)

刈家

区民で、次の手帳等の交付を受けた

身体障害者手帳、愛の手帳、精神 障害者保健福祉手帳、被爆者健康手 帳、戦傷病者手帳、特定医療費(指 定難病)受給者証、都医療券(特殊医 療(人工透析を必要とする腎不全、 先天性血液凝固因子欠乏症等)およ びB型・C型肝炎治療医療費助成受 給者証は除く)、障害者総合支援法 の対象となる難病による障害支援区 分認定通知書

- ※優先抽選は大平台みなと荘のみで す。優先抽選の申し込みをした人 は、一般抽選の申し込みはできま せん。
- ※優先枠を設けての抽選です。全て の人が当選するものではありませ ん。
- ※部屋のタイプや位置の指定はでき ません。

申し込み 郵送で、4月12日(月・必 着)までに、専用はがきまたは郵便 はがきに「港区保養施設優先抽選申 し込み」・代表者氏名・住所・電話 番号・生年月日・利用者番号・利用 希望人数(2~5人)を明記の上、〒 141-0021品川区上大崎2-24-9ア イケイビル3階 JTBみなと予約セ ンターへ。

熱川プリンスホテルの臨時休業のお 知らせ

熱川プリンスホテルは、4月20・ 21日(火・水)は休業します。



■ ☆ ■ 二次元コードをスマートフォン

問い合わせ

○登録・利用・申し込み JTBみなと予約センター 午前10時~午後6時30分(土・日 曜、祝日を除く) **☎**5434−7644 区民保養施設予約システム 午前5時~午前0時

○区民保養施設事業について みなとコール

担当課 地域振興課地域振興係

高輪地区町会・自治会潜在力向上プロジェクト

** 地域の「潤滑油」となる講座の 受講生を募集します。

本講座は、お住まいの町会・自治 会で、実際に活動する担い手の育成 を目的としています。全5回の講座 では、お住まいの町会との顔合わせ を行う他、地域の歴史や町会・自治 会の活動、課題等を学びます。な お、応募時の町会・自治会の加入、 未加入は問いません。



令和2年度の講座の様子

4月1日(木)時点で高輪地区在 対象 住者

とき 5~11月(全5回)

ところ 区有施設等

定員 20人程度(申込順)

費用無料

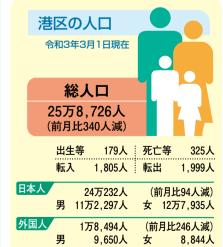
申し込み 郵送・ファックスまたは 直接、申込用紙に必要事項を明記の 上、4月26日(月・必着)までに、高 輪地区総合支所協働推進課協働推進 係へ(区が郵送料を負担します。詳 しくは4面の記事をご覧ください)。 港区ホームページからも申し込めま す。

- ※申込用紙は、高輪地区総合支所協 働推進課で配布する他、港区ホー ムページからダウンロードもでき
- ※とき・ところ等について詳しく は、港区ホームページをご覧くだ さい。

送付先・問い合わせ

〒108-8581 高輪地区総合支所 協働推進課協働推進係

☎5421−7621 FAX5421−7626



世帯数 14万6,254世帯 (前月比223世帯減)

日本人世帯数 13万3,154世帯 (前月比62世帯減) 外国人世帯数 9,816世帯(前月比163世帯減) 複数国籍世帯数 3,284世帯 (前月比2世帯増)

港区は、みどりの保全とごみの減量に努めています。 さい。 さいの広報紙は、古紙を利用した再生紙を使用しています。

紙面上でお知らせしているイベントや事業等を延期または中止する場合があります (最新の情報は、港区ホームページをご覧ください)。また、新型コロナウイルス感 染症対策のため、施設入館時に個人情報(氏名・緊急連絡先)を集めます。区が集め た個人情報は、必要に応じて保健所等の公的機関へ提供する場合があります。

☎5472−3710